

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社に雇用され、溶接工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、プレス機に左手を挟まれ負傷した。

請求人は負傷当日、C病院に受診し、「左母・示・中指切断」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害は、D医師作成の障害補償給付支給請求書裏面の診断書等を踏まえると、左母指、左示指及び左中指の障害である。

左示指及び左中指については、それぞれ中手指節関節(MP)において中手骨と基節骨とを離断したものと認められることから、手指を失ったものに該当する。また、左母指については、指節間関節(IP)以上で失った後、左中指が移植され、術後の母指の延長の程度が、右母指と比し明らかに指節間関節を超えていると認められることから、用を廃したものに該当する。

(2) 上記(1)から、請求人に残存する障害の障害等級は、左示指及び左中指の欠損障害が「1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの」障害等級第9級の8、左母指の機能障害(用廃)が「1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの」障害等級第10級の6に該当することから、併合の方法を用いて準用等級を定めると準用第8級となり、併合の方法を用いた結果、序列を乱すことはないため、当該準用第8級をもって認定することとなる。

(3) 請求人らは、請求人は左母指の用を廃した上、示指及び中指の2の手指を失っていることから、1手の母指を含む3の手指の用廃(第8級4号)とは比肩できないほど重度であることは明らかであり、また、過去の当審査会の裁決例を踏まえ、本件のように1手に欠損障害と機能障害(用廃)が残存する場合には、同程度と考えられる用廃同士又は亡失同士の組合せ障害に変換した上で、障害等級表によりそれに相応する障害等級を求め、当該障害等級をもって準用等級とする方式が合理的であり、本件の障害等級は準用第7級に相当する旨主張する。

請求人に残存する障害の障害等級は、上記のとおり、当審査会としても準用

第8級に該当するものと判断するものであって、決定書理由第2の2（2）ウ（ウ）に説示のとおり、認定基準においては上位等級に達しないものは下位等級に該当するものとして取り扱うこととされているところ、請求人に残存する障害は、障害等級表上「1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの」障害等級第8級の4よりも重いものの、「1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの」障害等級第7級の6の程度よりは軽いので、請求人らが主張するように準用第7級相当とすることはできない。

なお、請求人らが引用する当審査会の過去の裁決例は、いずれも平成16年に障害等級が改正される前のものであり、本件と比較することは相当でないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。